

つけとったがよかったばい…とならないために

住宅用火災警報器

～すべての住宅に設置の義務があります～



設置が義務付けられている場所はどこ？

「寝室」及び「階段（寝室が2階以上にあるとき）」です。



●点検方法は？

- ・本体のボタンを押すか、付属のヒモを引きます。
- ・少なくとも年**2**回は点検しましょう。
- ・正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。
- ・反応しない場合は、すぐに「交換」しましょう。



●交換の目安は？

- ・設置から**10**年以上経過したものは、交換時期です。

※「故障です」など、故障警報を発する機種もあります。
その際は機器本体を取り外し、速やかに交換をお願いします。



【住宅用火災警報器の取付け場所について】

「購入したけど、どこに付けたらいいかわからない。」など、住宅用火災警報器に関することや、取付け場所でお困りの方は、お気軽にお近くの消防署又は消防本部予防課までお問い合わせください。

火災による逃げ遅れを無くすため、特に高齢者世帯への設置を急いでいます。

【お問い合わせ】

- ・本部・南消防署 ☎096-232-9331 ・北消防署 ☎0968-25-3053
- ・西消防署 ☎096-242-1115 ・桜消防署 ☎096-248-4731



菊池広域連合消防本部